

# 麻生区地域コミュニティ活動支援事業 募集のお知らせ

この事業は、地域の中で人が集い、地域に愛着を持ち、お互いの良い関係が築ける活動を支援するために、麻生区で活動するボランティアや市民活動団体が、地域の新たなコミュニティづくりにつながる「事業」を行う場合に、その事業資金の一部を支援するものです。

**募集期間 4月17日(月)～5月8日(月)※必着**

**事業報告会&募集説明会** 応募をお考えの団体はぜひご参加ください。

4月17日(月) 麻生市民交流館やまゆり 2階会議室

13時30分～15時30分 報告会 28年度に助成を受けた6団体の成果報告

16～17時/18～19時 説明会 助成の内容、申請にあたっての留意点など



申請・問合せ先

認定NPO法人あさお市民活動サポートセンター

「地域コミュニティ活動支援事業」担当

〒215-0021 川崎市麻生区上麻生 1-11-5 麻生市民交流館やまゆり内

電話:044-951-6321 FAX:044-951-6467

◆申請受付 月～金曜日 9:30～17:00 (土日、祝日の受付は行っていません)

## 1 応募できる団体

麻生区に活動拠点があり、メンバーが5名以上の団体。応募できる事業は1団体につき1事業です。

1団体につき助成を受けられる回数は累計3回を上限とします。(28年度までの助成も回数に含まれます)

## 2 募集する事業

地域の新たなコミュニティづくりにつながる個別の事業とします。気軽に参加できる事業を企画して下さい。

(ただし平成29年4月1日現在で発足3年未満の団体については、現在行っている事業の申請であっても可とします)

？「新たな」とは？

…取組の内容を拡大する、これまでの活動を新たに別の場所でも実施する、他の団体と協力して催しを開催するなど、それまでとは違った新しい展開があるものです。

？「コミュニティづくり」とは？

…人と人のつながりや協力関係を持てる活動になるものです。

？「個別の事業」とは？

…具体的に実施する事業のことです。団体の活動そのものではありません。

例えば

高齢者支援グループが合同でシルバー文化祭を開催し、地域の高齢者の方々に楽しんでほしい。

緑のボランティアが世話する公園が増えた。  
地域住民に活動を知らせるチラシ作成やイベントを実施したい。

子どもの交流イベントを開催している。  
プログラムを増やして、もっと参加年齢を上げたい。

健康クラブと郷土研究会が一緒に企画して、区内文化財ウォークを実施したい。

音楽団体の地域活動として、病院や児童施設に出向いて訪問コンサートや体験授業を行いたい。

※次の事業は対象外とします。

- ① 営利活動又は特定の個人・団体のみが利益を受けるもの
- ② 政治活動・宗教活動・選挙活動を目的としたもの
- ③ 事業実施を伴わない調査のみを目的としたもの
- ④ すでに事業実施されているもの(例外あり)
- ⑤ 川崎市または川崎市出資法人から申請事業と同じ事業の補助金が決定しているもの

## 3 応募方法

「麻生市民交流館やまゆり」に持参または郵送してください。

提出書類

- ① 麻生区地域コミュニティ活動支援事業申請書(様式1)
- ② 団体概要書(様式2)
- ③ 事業経費計算書(様式3)

※書き方等のご質問はやまゆりの市民活動相談窓口(火・木 13:30~16:30)をご利用ください。

## 4 事業の実施期間

助成金交付の日から平成30年3月10日(土)まで

## 5 助成額

1事業あたり、対象経費の80%以内でかつ10万円以内とします。

※審査により申請額が満額認められない場合があります。

なお、平成29年度の助成金総額は60万円です。

## 6 対象となる経費

- ① 謝金(講師謝礼等 ※団体メンバーへの謝礼は認められません)
- ② 交通費(事業実施にともなう交通費)
- ③ 印刷製本費(チラシ・ポスター・資料などの印刷費)
- ④ 通信運搬費(通知・資料送付用の切手代)
- ⑤ 消耗品費(事務用品等 単価は2万円以下とします)
- ⑥ 保険料(行事保険)
- ⑦ 賃借料(会場使用料、機材等レンタル料など)
- ⑧ その他(別途相談とします)

※ 申請予算の費目流用は、原則として認められません。

## 7 選考方法

提出書類及び5月15日(月)に開催する公開プレゼンテーションにより、審査します。

模造紙2枚にまとめて発表願います(パワーポイントは使用できません)

審査委員の構成は、NPO法人役員3名、有識者2名、行政1名です。

審査のポイントは表のとおりですので、申請書の記入にあたって参考にしてください。

なお、申請内容によっては条件を付したうえで助成を決定する場合があります。

選考結果は、5月中旬に書面でお知らせします。

事業目的の 公益性	地域コミュニティの活性化を図るものか 区民に開かれた事業か(不特定多数の区民が事業による恩恵を受けられるか)
事業内容の 具体性	事業内容が現実的であり実施可能か
市民活動の 発展性	新たな展開と発展的な活動が期待できるか
事業実施の 実務力	事業が実施できる体制か(人材の確保、団体の実績等) 事業予算の内容が適切か

## 8 交付決定後について

### ■助成金の交付

団体名の金融機関口座に振り込みます。(5月下旬を予定)

■確定スケジュールの提出

実施日、会場等の決定後、確定したスケジュールを提出してください。(7/8最終〆切)

■広報の協力

やまゆりや麻生区役所が、チラシの置き場所の提供やホームページ掲載に協力します。

■助成事業であることの記載

作成するチラシ、ポスター等の広報物、プログラム等には、「平成29年度麻生区地域コミュニティ活動支援事業の助成を受けて実施しています」と明記してください。

■中間報告

実施状況をお聞きするため「中間報告書」を提出していただきます。

■報告書の作成

事業終了後、3月15日(木)までに「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」を提出してください。また、平成30年4月に開催する報告会で報告していただきます。

領収書は、領収書貼付用紙に科目ごとに貼付してください。

なお、助成金に対応する部分の領収書は、原本を貼付してください。

■助成金の返還等

次の場合は、助成金の返還等を求めます。

- ① 虚偽の事業申請に基づいて助成を受けた場合
- ② 助成を受けた事業が中断または行われなかった場合
- ③ 「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」の審査の結果、成果及び収支について不当と認められる場合
- ④ 正当な理由がなく、「事業結果報告書(兼事業収支決算書)」を提出しない場合、あるいは報告会に出席しない場合
- ⑤ 事業終了後、交付した助成金に余剰金が生じた場合

9 全体のスケジュール

4月	5月	6月	7月	～	2月	3月	4月
説明会 4/17							報告会 説明会 4月上旬
募集 4/17～ 5/8	事業実施 ～3/10						
審査 5/15	交付決定 5月中旬					報告書 提出 ～3/15	
	助成金 交付 5月下旬						
			確定スケ ジュール提 出 ～7/8	中間報告 10月末			